

平成 26 年度 第 8 回 明石市立学校通学区域審議会 議事録

日 時：平成 27 年 3 月 27 日（木） 10：30～12：00

場 所：明石市役所分庁舎 4 階 教育委員会室

出席委員：11 名

傍 聴 者：なし

配布資料：「平成 26 年度 第 8 回明石市立学校通学区域審議会 次第」

「平成 26 年度第 6 回(12/26)、第 7 回(2/12)審議会のふりかえり」

「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）」

◎：会長 ○：委員 ●：事務局

1. 開会

●事務局

只今から第 8 回通学区域審議会を始めさせていただきます。

本日は委員 14 名中、11 名にご出席いただいています。

それではこれより議事に移りますので、会長、進行をお願いします。

2. 議事

◎会長

次第をご覧ください。大きく 2 つの議題があると思います。

前回までのふりかえりとしまして、第 6 回審議会及び第 7 回審議会においては、明石市の小・中学校の現況、小規模校と大規模校のメリット・デメリット、適正規模の基準として検討すべき項目（案）、校務分掌、免許外教科担任、中学校のクラブ活動の状況、文部科学省策定の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等について協議を行いました。

前回までの議論を受けて、明石市の小・中学校の適正規模に関する基準（検討案）を事務局でまとめてありますので、今回それに関するご意見等をいただければと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

小・中学校の適正規模等に関する基準について【諮問 1】

(1) 前回までのふりかえり

●事務局

まず資料の表面をご覧ください。第 6 回は、小・中学校の現況、小規模校と大規模校のメリット・デメリット、適正規模の基準として検討すべき項目（案）について、ご意見をうかがいました。主な意見としまして、小規模校と大規模校のメリット・デメリット関連では、学校の規模だけで判断するものではなく、工夫次第で改善できる部分もあるが、校務分掌の観点や免許外教員がいない方が好ましいこと、一定の切磋琢磨する機会が子どもたちには必要ではないかといったことから、子どもたちの教育環境にとって何が一番よいのかを考えていく必要があるという意見をいただきました。メリット・デメリットについてはあくまで一般的な傾向であり、それらをコントロールできれば教員がより高い次元の教育課題にエネルギー

ギーを傾けることが出来るのではないかという意見もありました。また、明石の現状では今すぐ学校規模に対する緊急対策が必要とは感じないが、将来に向けての基盤整備として基本的な考え方を今からまとめて中長期的な見通しを立てておき、小中一貫校も含めて今後検討していくべきではないかとの意見を賜りました。

続いて資料裏面をご覧ください。第7回におきましては、今後の明石市における児童生徒数の推計、小規模校と大規模校における校務分掌、免許外教科担任の状況と明石市の対策、中学校のクラブ活動の状況、文部科学省策定の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」について説明させていただき、ご意見を賜りました。そこでの主な意見としまして、免許外担任についての明石市の制度に評価をいただくとともに、将来的には学級数や児童生徒数が減っていくところで統合の問題や施設面の予算について考える必要はあるが、子どもの教育の質をまず第一に検討しなければならないという意見、小規模校は小規模校にしかない良さがあるということも鑑みて検討していくべきという意見、全国的に明石の現状は恵まれているが、今のうちから先を見越してやっていく必要があり、学校が統合された場合は学校区や地域の統合といったまちづくりに係る課題が出てくるまで含めて検討していくべきだという意見、免許外担任等についても何を大事にするのかを踏まえながら議論すべきであり、特に免許外担任については制度そのものの課題として慎重に考えていく必要があるという意見、教員については子どもの数が減っていくなかで、教員も減り、特に中間層の教員が減るので若い教員を支援する制度や仕組みが必要となってくるという意見、小規模校関連で、小中連携や接続、地域との連携が必要となるが、統廃合の可能性も吟味したうえで、将来に向けた基準を作成し、早期の対策を図っていくべきだとの意見をいただきました。

これらについて再度ご確認いただき、何かお気づきの点があればご指摘いただきますようよろしくお願いいたします。

◎会長

前回までのふりかえりについてですが、ただいま説明いただきましたとおり、小・中学校の適正規模に関して、第6回では明石市の現状を踏まえてすぐに対応しなければいけないものではないが、中長期的には小中一貫校等の他の課題も含めて検討していかなければならないとの意見が出ました。第7回では小規模校と大規模校のメリット・デメリットや、それに関連する文部科学省策定の手引等の多様な事項を協議しました。具体的には、当然財政面の制約はあるが、審議会として、子どもたちへの質の良い教育を保障できるような制度や仕組み作りが必要であるとの意見に至りました。これらを踏まえて、本日は明石市の小・中学校の適正規模に関する基準（検討案）について具体的な協議を進めたいと思います。

その前に私の方から質問させていただきます。第7回の内容で2017年から政令指定都市では教職員給与を負担することになるとありますが、特例市である明石市の状況について再度説明をお願いできますか。

●事務局

現在のところ、小中学校の先生は給与の支払者や任命権者は兵庫県になっております。2017年以降、神戸市等の政令指定都市においては、各市で教職員の給与を負担することとなりま

す。特に明石市に影響がでるわけではないですが、今後特例市という制度がなくなっていく中で、明石市が中核市を目指していくのかの議論がなされているところです。長期的な視点で見れば、中核市においても教職員の給与を負担する可能性があると考えられますので、財政的な影響を鑑みる必要があるのではないかと意見をいただいたと認識しています。

◎会長

ありがとうございました。その他意見もないようですので、基準（検討案）の具体的な審議に入ることとします。事務局より基準について資料を基に説明をお願いします。

（２）基準（検討案）について

●事務局

引き続き説明させていただきます。前回までご議論いただいた内容や、文部科学省から出されている手引などを踏まえまして、あくまでも検討素案としてまとめさせていただきました。なお、「明石市立小・中学校の適正規模等に関する基準（検討案）」とある横書きの資料に、基準（検討案）の項目を抜粋してあります。年度末ということもあり、次ページ以降、基準（検討案）についても一通り説明させていただきますので、各委員の皆様より意見をいただくことができればと考えております。よろしく願いいたします。

まず、1ページに「1 基本的な考え方」としまして、基準策定の趣旨・目的を挙げております。そもそも学校とは、子どもたちの学習の場であるとともに、社会で生きる基本的な力を養う場でもあります。一定の規模の子どもたちの集団を確保し、それに伴うバランスの取れた教職員を配置することが必要であること、すなわち一定の学校規模を確保することが重要であるとの考え方を基に、適正規模等に関する基準を策定し適正化に取り組むこととする項目を5点挙げております。

2ページ以降、小・中学校の現状と今後の見込みについては、こちらも前回までに示させていただいた資料の再掲となります。まず全市の児童数・生徒数と学級数の推移を示しております。市全体では減っていく傾向にあることがわかります。全国的にはまだ恵まれた状況ですが、地域ごとに見ると大きな差があるということで、3ページで各小学校・中学校の児童数・生徒数を示しております。こちらも前回までに出させていただいた資料のとおりです。小学校については、特に大観小と王子小で生徒数が減少する一方、大久保地域では、北部の大久保小や山手小では子どもの数が増えていく傾向が見られます。中学校については、ほぼ横ばい状況が続いており、一部江井島中学校が現在17クラスありますが、どんどん減り10クラスになることが予想され、小規模化が進展する可能性を読み取れます。さらに4ページにおいても現状というところで、昭和59年の旧文部省の基準では小学校でいうと複数の学年を1つにまとめる複式学級の必要が出てくる過小規模（～5学級）校はございません。小規模校（6～11学級）は小・中学校2校ずつあり、適正規模（12～18学級）、統合の場合の適正規模（19～24学級）は小学校21校と中学校9校、大規模校（25～30学級）が小学校3校と中学校2校、過大規模校（31学級～）が小学校2校あるという状況です。

さらに5ページ、6ページ目についても、前回までの資料のとおり、一般的な傾向として小規模校、過大規模校のメリット・デメリットを挙げさせていただいております。明石におきましても、同様の傾向が見られるのではないかと意見を賜りました。特に中学校等にお

いては、免許外教科担任、クラブ活動、校務分掌について同様の傾向が見られるとの意見をいただきました。

こういったところから、7 ページ以降「2 基準項目」として、小・中学校の適正規模等に関する基準を策定する必要性が高まってきている中で、まず学校の適正規模の基準項目について記載しております。多様な人間関係を構築するためにはクラス替えが可能で、学習活動や集団生活等を通じて教育効果が十分に発揮でき、また効果的な教員配置による指導体制が確保できる必要があるという視点で適正規模の基準を定めるものです。特にご意見等をいただきたいのが、文部科学省が示している基準に沿って記載している学級数に係る部分です。小学校については、1 学年平均 2 学級から 4 学級程度となる 12 学級以上 24 学級以下を適正規模とし、それ以外についても文部科学省の基準通りとしております。ただし、中学校につきましては、今後の推計も踏まえて、適正規模等を文部科学省が 1 学年 4 学級から 8 学級程度としているのに対して、小規模校の良さもあるという意見もあった中で、1 学年 3 学級程度からとし、9 学級以上 24 学級以下を適正規模としてまとめております。この点については、ご意見があるかと思しますので、後ほどよろしく願いいたします。それから 8 ページにおきましては、児童生徒数について記載しております。子どもの数に応じて学級数も定められてまいりますので、現在の学級編制基準（小学校は 1 学年～4 学年は 1 学級 35 人、5、6 学年は 1 学級 40 人、中学校は全学年 1 学級 40 人）を踏まえ、小学校は全児童数 360 人～880 人、中学校は全生徒数 270 人～960 人を望ましい規模とさせていただいております。

次に、学校の適正配置という基準項目で、他市の事例では記載されていないところもありますが、国でも示されております通学距離等についての基準を定めるかどうかというところで挙げさせていただいております。国では、小学校 4km 以内、中学校 6km 以内と定められていますが、明石市の場合、東西約 15.6km、南北約 9.4km で、面積 49.42 km²の市域に 28 小学校と 13 中学校が存在しており、国の示すような遠距離通学が想定しにくい状況にあります。ただし、一部の中学校では自転車通学を認めており、今後、適正規模の取り組みにより、学校配置や通学区域等の変更が想定されることから、通学距離や通学方法についての考え方を定める必要はあると思われまます。明石市の現況に合わせた基準として、小学校は概ね 3 キロメートル以内、中学校は概ね 4 キロメートル以内を望ましい通学区域・距離の基準としております。また、通学方法につきましても、基本は徒歩であります。さまざまな条件によっては、交通用具の使用など特別な通学手段を認めることを想定しておく必要があるのではないかと考えております。ここまでが基準項目となります。

9 ページ以降に「3 適正化対策」を記載しております。こちらにつきましては、小規模校対策についての方策として、学校の統合等を挙げております。特にその他の項目で、小中一貫校については現在制度化されていく状況にありますので、そういった観点でもご確認いただければと思います。ただし、こちらについては小規模校対策を主眼としたものではなく、あくまで子どもたちの教育のあり方そのものが検討される中で、3 年・6 年制を見直す時期に来ていると認識しております。ただ、小規模校対策の視点でも活用することもできるのではないかとということで、挙げさせていただきました。

10 ページでは、特に話題となってまいります学校の統合について記載させていただきました。他市の事例を踏まえて提示しております。

11 ページが大久保小学校について、これまでに検討いただいた過大規模校対策です。

12 ページが適正化対策を検討する上での留意事項となります。小規模校対策等を進める上での留意事項を列挙しております。児童生徒数の推移と将来推計（今後の開発状況）、保護者や地域住民等の意見聴取、学校施設の老朽化等の状況、学校の歴史的経緯や地域の特性等の尊重、隣接学校との配置関係等、小・中学校との連携、接続、さらには地域のまちづくりに関連した地域コミュニティに対する配慮、といった事項を踏まえた上で、具体的にどういった対策をとっていくのか検討を進めていくべきであるという内容です。

13 ページでは、前回平成 22、23 年の調査、研究を行った際にまとめた小規模校、大規模校対策の適正化の判断基準を記載しております。小規模校対策として、学年単学級が小学校で1～2 学年、中学校で1 学年でかつ、地域・保護者等の要望がある場合は対策を検討するとともに、全学年で学年単学級が半数以上となる場合については今後の児童生徒数の推移を見ながら早急に対策を検討し、また全学年で学年単学級となり、その継続が予測される場合は早急に対策を検討することとします。大規模対策については、特別支援学級を除き、25 学級以上で、保有の普通教室の余裕が 3 教室以下となった場合、今後の児童生徒数の推移を見ながら早期に対策を検討するとともに、31 学級以上になれば、施設の状況を見ながら早急に対策を図るというものです。

最後に 14 ページにおいて、具体的に小規模校対策、過大規模校対策をすることとなった場合にどういった事項に配慮すべきかを挙げております。子どもの教育環境が低下することがないような学校施設の整備等への配慮、通学区域の変更等の場合における在籍児童生徒等への配慮、行政だけでなく該当地域全体を巻き込んだ準備委員会等の設置、通学路・通学距離の検証・対応等、統合の場合の交流・連携事業の推進等、策定する適正規模等に関する基準の社会情勢等の変化を踏まえた見直しが留意事項となっております。

以上、簡単ではありますが、基準（検討案）について説明させていただきました。こういった基準を定めることで、明石の子どもたちの教育環境を確保し、質を高めていく取組みを進めていく必要があると考えております。

◎会長

ありがとうございました。あくまで今回お示しいただいた基準（検討案）は叩き台であり、各委員さんの意見を踏まえて、より良く変更できればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。全体の方向性として、我々審議会が審議してきた内容は、この方向性で間違いないのかという点について、委員の皆様いかがお考えでしょうか。

意見は特にないようですので、各項目の審議に移りたいと思います。まず「1 基本的な考え方」で趣旨、目的を記載いただいております。「2 基準項目」においてはこれまでに各委員に提供いただいた資料をまとめていただいておりますが、7 ページ、8 ページにある学校の適正規模、学校の適正配置については特に意見をいただきたい部分となっております。皆様いかがでしょうか。

○委員

趣旨、目的について読ませていただきましたが、すぐに問題として気づく部分はありません。これで良いのではないかと思います。全てがきちんと盛り込まれているように感じます。

◎会長

趣旨、目的について他の委員の皆様におかれましてはいかがでしょうか。文部科学省や明石市の現況が盛り込まれてこういった内容になっているようです。

特に意見はないようですので、4ページ以降に移ります。学級規模については、昭和59年の旧文部省の資料を参考にしたのですが、現在も採用することは問題ないと考えます。過大規模校が小学校で2校あることもよく分かりますし、適正規模が何校あるかも明確になっていると思います。次に小規模校、過大規模校のメリット・デメリットについてですが、項目の数だけ見れば小規模校のデメリットが多いのはともかく、過大規模校はメリットが多いように見えるため、誤解を与える可能性があるように感じました。

続いて、7ページ目以降の基準項目の審議に移ります。特に学級数については本市における大きな基準になると思われまますので、通学審議会に出す結論として、文部科学省の基準も参照しながらどうするかよく検討できればと思います。特に中学校が適正規模を9学級からと示しております。他市では12学級～18学級としているところが多かったようですので、そのあたりが検討事項かと思えます。

○委員

9学級は3学級×3学年であると考えられますが、確かに3学級あれば小規模校のデメリットはかなり解消できるのではないかと思います。24学級についても同様に8学級×3学年であると考えられますが、こちらについては、過大規模校のデメリットは18学級にしたところで消えるものではないかと思います。2学級×3学年になるとさすがに小さすぎると思いますが。

◎会長

9学級についてはデメリットが解消でき、いいだろうということですね。ただし24学級については、18学級すなわち6学級程度とした方が、現場の先生からすると好ましいのかもしれないが、24学級にしても問題はないだろうということでもよろしいですか。小学校についてはいかがですか。

○委員

これでいいと思います。「2 基準項目」の学校の適正規模の児童生徒数については、たとえば小学校については360人～880人と記載されていますが、文部科学省の手引や他の項目に合わせて、360人～880人“程度”といった柔軟な内容の記載とする方が良いのではないかと思います。

◎会長

ただいまご指摘いただいたのが、8ページにあります学校の適正規模の児童生徒数について、全児童（生徒）数〇〇人～〇〇人とあるのが、〇〇人程度や概ね〇〇人とする方がよい

のではないかという意見です。学級数の議論に戻りますが、いかがでしょうか。

○委員

錦城中と明石小出身で、引っ越しを行い、今は山手小校区ですが、人数が少ない良さ、多い良さがそれぞれあるかとは思いますが。子どもの様子を見てみると、大規模校は友だちが多くできて良いのかなという印象は受けましたが、小規模校でも友人が密になる良さがあるだろうし、適正化基準がどうかという判断はなかなか難しいところです。教室が足りないといった話を先生から聞いたことはあります。

◎会長

山手小は大規模校になりますが、お子様が通われていても大きな問題はないということですね。またご自身の経験から、小規模校においてもその良さがあるということです。他にはいかがですか。

○委員

私は錦が丘小開校時の1期生で入校しました。その時は2、3クラスしかなかったのですが、クラス数が少ないからといって友達に不自由する印象は持ちませんでした。中学校については、魚住中学校で10クラスあり、下の代は14～15クラスあったのですが、大きければいいというわけではなく、クラスがいっぱいあっても話すのは自分のクラスだけで、他のクラスや代との繋がりもあまりなかったように記憶しています。

小学校については、地域の方が通学の安全等を見守ってくださることも考えれば、2学級になってもそのまま良いのではないのでしょうか。中学校になれば部活等との兼ね合いもありますし、多くても良いのではないかと思います。ちなみに、過去に明石市では学校の統廃合について前例はあるのでしょうか。あれば、その経緯等を知りたいです。

●事務局

明石においては、平成11年3月に学校の統廃合が1例ありました。昭和50年頃の明舞団地の開発に伴って松が丘小学校と松が丘南小学校の2校が当時開校されたのですが、松が丘南小学校において生徒数が減少し、平成11年頃には全児童数180人、各学年1クラスという状況でした。詳しい経緯までは分かりませんが、運動会などの行事も非常に寂しい内容になっていると地域の方々からも声があがっていたこと、また松が丘南小学校や地域そのものがあまり歴史がなかったこと、松が丘小学校と朝霧小学校が近接していたこと等から、松が丘南小学校の生徒の多くが松が丘小学校に、残りの生徒が朝霧小学校に、3つの学校が2つに統合されました。様々な条件が揃っていたため、実際に統合に至ったと思われます。過去の事例としまして分かっておりますのはこの1件のみでございます。

○委員

小規模校である大観小学校、王子小学校については、距離的なこと含め統廃合には課題が多いと感じます。逆に高丘東小学校、高丘西小学校については距離的には可能性が考えられるのではないのでしょうか。統廃合は条件によって左右されるということを改めて感じまし

た。

○委員

先日ある学校の卒業式に出席させていただいたのですが、非常にまとまりのある学校だという印象を受けました。先生も若手からベテランまで非常によくバランスがとれており、良い指導ができているなど感じました。

中学校の適正規模が9～24クラスということですが、ある程度規模はあった方が良いのではないのでしょうか。その中で教師達も質の良い指導ができるかと思います。

◎会長

ありがとうございます。こういった適正規模等については、何年か経ってからやってみて良かったということになるかもしれませんが、少なくとも我々の委員会で方向性を示せるようにやっていきましょう。適正規模のクラス数等については概ね事務局案のままで良いということですが、委員の皆様、他に意見はありますか。

●事務局

先程の説明に補足させていただきますと、神戸市では中学校については9～18クラスを適正規模としており、もともと旧文部省においては、12～18クラスを適正規模としておりました。ただ、統合等の関係で、適正規模を24クラスまで広げることとなっています。24クラスでしたら、小学校で申しますと、1学年4クラス程度となりますが、さほど大きな問題にはならないかと思いますが、ただし、中学校ですと1学年8クラスとなりますので、それがどのような状態になるのか、特に現場の先生方や保護者の方々にご意見いただけるとありがたいです。

○委員

1学年あたりのクラス数が多いからだめというわけじゃないですが、24クラスありますと、その他の用途で使える教室が非常に少なくなります。そうなると、様々なデメリットも生じるのではないのでしょうか。もともと少人数教室を想定して学校を設立していないので、きめ細やかな指導を行うことが難しい状況です。教室数に余裕があればクラス数が多くなっても問題ないと思いますので、クラス数という観点だけでなく、施設そのものという観点でも検討していく必要があるのではないのでしょうか。クラス数について適正規模を定めるのであれば、事務局案のままでやむを得ないかと考えます。

◎会長

たとえば英語の授業において、1クラスを2つに分けて授業を行うといった事例もあるのですが、8クラスもあるとなかなか難しいですよ。教職員の数がぐっと増せば対応できるのかもしれませんが。

○委員

モノと人がともにあれば一番良いのでしょうね。個人的にはクラス数が多い分には対応が

可能だと考えています。

○委員

野々池中学校についてですが、あと1人増えると、クラスが1つ増えるという状態でした。保護者の立場で申しますと、クラス数の増減よりも、1クラスあたりの生徒数が何人なのかが気になります。40人のクラスなのか、30人のクラスなのか。やはり、30人のクラスの方が先生は子どもをよく見てくれるのだろーと思ひます。クラス数という観点はもちろんです、適正規模を考へるのであれば、クラスの生徒数についても検討する必要があるように感じました。

◎会長

財務省におかれましては、40人学級であろうが、35人学級であろうがさほど変わらないという見解を出しているようですが、文部科学省は反対しているようです。現場の意見としては、40人学級と35人学級は全然違ひます。諸外国の様子を鑑みると、40人学級というのはなかなか厳しいのかなと思ひますし、先生方も同様の意見ではないでしょうか。それに関連して、適正規模について考へていくにあたり、教員の方の意見が少なかったように感じましたので、今後組み入れていく必要があると思ひます。

○委員

適正規模について小学校は問題ないかと思ひます。どうしても気になるのが中学校の24学級というところでは。学級数が増えていくと、小さい規模のクラスができにくくなります。

また、1学年あたりの学級数が8クラスとなると先生方にとっての負担も大きくなるかと思ひますが、いかがでしょう。統合等の場合に24学級までとするのは、数が減っていく前提であり、明石市の現状にはそぐわないのではないのでしょうか。個人的に絶対に24学級がダメとまでは思ひませんが、なかなか厳しい数字であるように感じます。

◎会長

1学年あたりの学級数が8クラスでいいのかは難しい問題ですね。7クラスで21学級もありかと思ひたのですが。他市の事例を見ると、18学級としているところが多いようです。中学校について、3学年で9学級からを適正規模とすることに異論はないですが、24学級とすることについては、少し多いかなという印象を受けました。

○委員

24学級についてはどうしても混雑したイメージが拭えないです。

○委員

現在はクラス数の適正規模について議論されていますが、1クラスあたりの人数の適正規模は中学校の先生方から見るとどの程度が妥当なのでしょう。30～35人なのか、35～40人なのかいかがでしょう。

○委員

少ない方がいいでしょうとしか言いようがないですね。1 クラスあたりの生徒数についても学校の適正規模を定めていくなかで、視野に入れて考えていただけたらありがたいです。そのうえで、クラス数についても考えていければよりよいのではないのでしょうか。

◎会長

生徒数を定めると一概に申しまして、様々な事情があるでしょうし、なかなかシビアな問題だと思います。我々としては、まず中学校について1クラスあたり40人学級という前提で、1学年あたり8学級を適正規模とすることについて議論していければと考えております。

●事務局

たとえば、横浜市におきましては、9～11 学級を準小規模といった表現を用いて定義しており、ある程度弾力的な運用を行っているようです。中学校において適正規模を24学級とすることについては違和感があるという意見を多くいただきましたので、少し工夫できればと思います。

◎会長

24学級でもできないことはないですが、少ない方がよりいいという意見だにご理解ください。21学級や18学級でも良いのではという視点で検討をお願いします。

●事務局

分かりました。小学校につきましては、適正規模は事務局案通りとさせていただいてよろしいでしょうか。

○会長

はい。

また、児童生徒数の適正規模については、1学級あたりの人数とクラス数を踏まえて算出しているのだと思いますが、1学級あたりの人数やクラス数が変わればこちらも変動すると思われる。1学級あたりの人数につきましては、少ない方が良いという意見が出ておりましたので、学級の定員を減らすことについても、他のさまざまな事情次第にはなるでしょうが、検討していただけたら幸いです。

それから、通学距離については、小学校が概ね3km、中学校が概ね4kmと望ましい状況になっていると思います。これは明石市の持っている良さではないでしょうか。学校が東から西までバランスよくあるからこそ実現できることです。

最後に、「4 適正化対策を検討する上での留意事項」以降についてですが、大久保小学校について検討を進める中でもそうでしたが、我々は自治会や町内会を非常に大切に、何度も自治会等に説明を行いながら議論を重ねてきました。これは明石独自の良さでありますので、すでに記載もされていますが、地域コミュニティに対する配慮をしっかりと行うことを今回も基準に盛り込むことをお願いできればと思います。委員の皆様、他に何か意見はありますか。

○委員

子どもたちのことを考えますと、先程から議論になっているクラスの生徒数が一番気になります。クラス数だけでなく、クラスの生徒数を何人にするかは、教師にとっても非常に重要な事項になりますので配慮の程お願いします。

○委員

子どもたちのためにこういった議論をしていただけるのは非常にありがたいです。小学校現場で言いますと、6年生になる前の途中、4年生と5年生で1クラスあたりの人数の基準が変わるので、クラスの数等に増減が出たりするのは課題であるように感じます。

ちなみにうちの小学校は新1年生が70人ですので、1人増えるとクラスが1つ増えて、1クラスの人数も大きく異なることとなります。

○委員

学校目線の立場で申しますと、こうなったらいいなという理想はありますが、実際にはその通りにならないことが多いのも現実として承知しております。こういった会を通して、何とか全体がいい方向に向かうように基準を変えていく検討ができればと思います。

○委員

地域作りを進めていく立場で申しますと、「4 適正化対策を検討する上での留意事項」に小学校と中学校との連携・接続とありますが、これからますますそういった面が大事になってくるのではないかと思います。

○委員

私どもの方では、これから連合で地域づくりのためのまちづくり協議会という組織を平成28年より正式に立ち上げようと考えています。今年からできることは既に取り組んでおりまして、自治会だけではなくいろんな地域に携わっているPTA、子ども会、スポーツ21、高年クラブ、民生委員の皆様にご協力いただき進めているところです。学校との関連もありますので、子どもの見守りのためのスクールガードの取組はこれまでもずっと進めておりますし、またこれからも続けていきたいと考えています。私どもは清水ですが、毎朝天候に関わらず20人くらいが通学路に立っております。そういった活動は錦浦の方でもされているようです。これからも続けていくつもりです。

○委員

中学校の方でも今年から高校の学区が広くなりまして、学区再編により明石だけというわけではなく、東播地域の他の場所へ行くこともあるかと思います。子どもたちの学力向上のために良い環境作りをするのはもちろん、部活動等においても子どもたちがいい経験を積めるように検討していくのがこの会の趣旨かと思っておりますので、数字にこだわらず子どもたちにとって良い環境であれば、それが明石スタイルだと言えるいようになればいいなと感じております。

○委員

親の目線から申しまして、子どもが楽しく安全に通える学校であれば何も問題はありません。

○委員

基準案「5 適正化の判断基準」の大規模対策についてですが、これを読むと教室数だけが大規模校の解消時の判断基準になっています。もちろん教室数がメインになるでしょうが、それ以外の要素、たとえば良好な教育環境が困難になる場合というような内容も加えていただければ幸いです。

また「6 適正化対策を進める上での留意事項」の準備委員会等の設置について、一部誤記がありました。

最後に細かい話をして申し訳なかったのですが、非常に良い議論を重ねることができ、こういった会に加えていただき私自身勉強になりました。ここまで基準案を形にすることができて良かったと思います。ただこれはあくまで基準ですので、仏作って魂入れずにならないように、中身をこれから充実させていただければと思います。

◎会長

ありがとうございました。私自身皆様のお力でここまで来ることができたと思っております。感謝申し上げます。任期を終えられる方もいらっしゃるかと思いますが、ご苦労様でした。最後に副会長から総括をお願いいたします。

○委員

本日お示しいただいた基準案は非常に良くできているかと思います。あえて一点だけ申し上げますと、大規模校対策であろうと、小規模校対策であろうと、こうなるであろうというのを行政の側からどんどん情報発信してほしいと思います。小規模校対策の中で、地域・保護者等の要望がある場合と記載があるのですが、逆に言えば何も言ってこなかった場合は何もしないのかということになってしまいますので、まずは行政の側から情報発信いただき、どのような課題があるのかお示しいただければと思います。

◎会長

本当にありがとうございました。以上で議論の方終わらせていただければと思います。

(3) その他

●事務局

どうもありがとうございました。本日で職を終わられる方もいらっしゃいますが、この会自体はこれからも続いていきます。本日いただいたご意見につきましては、その内容を踏まえて修正や内容の見直し等を進めさせていただきますので、次回再度ご確認をお願いすることになるかと思っております。引き続き委員としてご出席いただける皆様につきましては、ぜひよろしくお願いしたいと思います。また、今回で最後となる委員の皆様におかれましても、

可能な限り新たな委員の方々へ引継ぎをお願いします。次回は5月以降で改めて日程調整させていただきます。本当に長い間、本年度につきましては8回の開催がありましたが、ご協力いただきありがとうございました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上